

第18回勝山市生活交通地域協議会（書面開催）

（令和3年度 第1回）

（期 間）

令和3年4月12日から4月16日まで

次 第

1. 議題

（1）勝山市生活交通地域協議会設置規約の改正について

令和3年度に勝山市では、「勝山市公共交通計画」の策定を予定しております。当該計画を策定する上で、調査主体となる法定協議会の設置が必要となることから、長年にわたり勝山市における公共交通等の生活交通のあり方について議論を行ってこられた『勝山市生活交通地域協議会』にその役割を担っていただきたいと考えております。そのため、当該設置規約第1条の改正を行い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会としての目的を明記しております。

（2）勝山市生活交通地域協議会財務規程の制定について

当協議会が法定協議会としての活動を行う上で、補助金等の受け入れ及び各種支払い等を行う必要があることから、財務規定の制定を行い、財務手続きの明確化を図りたいと考えております。

勝山市生活交通地域協議会設置規約（案）

（目的）

第1条 勝山市生活交通地域協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等（以下「計画等」という。）の作成に関する協議及び計画等の実施に係る連携調整を行うため設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、福井県勝山市元町1丁目1番1号勝山市役所庁舎内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画の策定及び変更に関すること
- （2）地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画の実施に係る連携調整に関すること
- （3）地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- （4）前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

（組織）

第4条 協議会は、別表に定める委員をもって組織する。

（役員の数及び選任）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 1人
- （3）監事 2人

2 役員は、委員の中からこれを選任する。

（役員の職務）

第6条 会長は協議会を代表し、その会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計の監査をする。

（任期）

第7条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会議に座長を置き、会議の議長となる。
- 3 座長は、会長が委員の中からこれを指名する。
- 4 座長が会議に出席できないときは、あらかじめ座長から指名されたものが議長に当たる。

- 5 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 6 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 7 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 8 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 9 前8項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会)

- 第10条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討を行うため必要に応じ、協議会に部会を置くことができる。
- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
 - 3 部会は必要に応じ、外部のものを入れることができる。

(事務局)

- 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、勝山市環境政策課に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日を持って打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

1	学識経験者
2	中部運輸局福井運輸支局
3	福井県地域戦略部 交通まちづくり課
4	奥越土木事務所 勝山道路課
5	勝山警察署
6	勝山市区長連合会代表
7	勝山市高齢者連合会代表
8	勝山市民生委員児童委員協議会代表
9	鉄道事業者
10	一般乗合旅客自動車運送事業者
11	一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
12	一般旅客自動車運送の運転手が組織する団体
13	勝山市副市長
14	勝山市政策幹
15	勝山市福祉事務所長
16	勝山市商工担当課長
17	勝山市都市建設担当課長
18	勝山市教育委員会事務局長

勝山市生活交通地域協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、勝山市生活交通地域協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、勝山市生活交通地域協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定める。

（予算）

第2条 協議会の予算は、勝山市からの負担金、国からの補助金、繰越金およびその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営および事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、協議会において、第2項の予算の承認が得られたときは、当該予算書の写しを速やかに勝山市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 協議会において、前項の補正予算の承認が得られたときは、前条第4項の規定を準用する。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項および目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項および目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1および別表第2に定めるもの以外の項および目を定めることができる。

（予算の流用および予算費の充用）

第5条 歳出予算の流用および予備費の充用は、勝山市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用または予備費の充用をしたときは、次回の協議会の会議において報告しなければならない。

（出納および現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入および支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入および支出の手続きは、勝山市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第5条に規定する監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに勝山市長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前」に」とあるのは「第1回の」に、読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項および目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項および目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費